

戸籍や住民票の手続きの際に本人確認を実施しています 皆さんのご協力をお願いします

例年、転出・転入が多くなる3月中旬から5月初旬にかけて窓口受付が大変混み合います。特に、休日・祝日の翌日や、時間帯として11時～14時に受付が集中する傾向にあります。

窓口での手続きが少しでも短時間となるよう、次の点について、皆さんのご協力をお願いいたします。



戸籍や住民票の手続きの際には、「本人確認資料」を持参ください

個人情報の不正取得や虚偽の手続きを防ぐため、戸籍や住民票の手続きの際、「本人確認資料」により、本人確認を行っています。窓口を利用される方に負担をかけますため、皆さんの個人情報を守るためのもので、ご協力をお願いします。

【本人確認資料】

▽顔写真付の官公署発行の書類を1点

(例)運転免許証、顔写真付きの住基カード、パスポート、外国人登録証明書など
▽右の書類がない場合は、次の書類を2点以上

(例)健康保険証、介護保険証、国民年金手帳、年金証書、顔写真なしの住基カード、学生証、法人が発行した身分証明書など

住民基本台帳カード(住基カード)の利用をお勧めします

住民票(同一世帯全員)や印鑑証明書(本人分)が必要な場合、住民基本台帳カードを利用した、自動交付機が便利です。自動交付機は、土日・祝日や平日の時間外でも利用でき、手数料も窓口の半額(100円)となっています。

また、申請書の記載が不要なため、短時間で取得できます。

委任状の提出をお願いします

本人以外の方が証明書(住民票、戸籍謄(抄)本など)の交付申請や各種異動届の手続きを行う場合、委任状が必要となる場合があります

印鑑証明書の発行には印鑑登録証が必要です

印鑑証明書の発行には「印鑑登録証」が必要となりますので、必ず持参ください。また即日、印鑑登録を行う場合

顔写真付きの住基カードを作れませんか

顔写真付住基カードは、本人確認資料として使え、現在、無料で作成しています。
特に運転免許証などをお持ちでない方は、この機会に申し込みください。住基カードを利用できる証明書の自動交付機の設置場所は次のとおりです。

証明書自動交付機設置場所

市役所本庁ATMコーナー、平田支所、多伎支所、イオン出雲店(旧ジャスコ)、出雲郵便局

おたすね

本庁	市民課	TEL 21-2211
平田支所	市民生活課	TEL 63-5540
佐田支所	市民福祉課	TEL 84-0118
多伎支所	市民福祉課	TEL 86-3116
湖陵支所	市民福祉課	TEL 43-1214
大社支所	市民福祉課	TEL 53-3115

お近くの窓口を利用ください

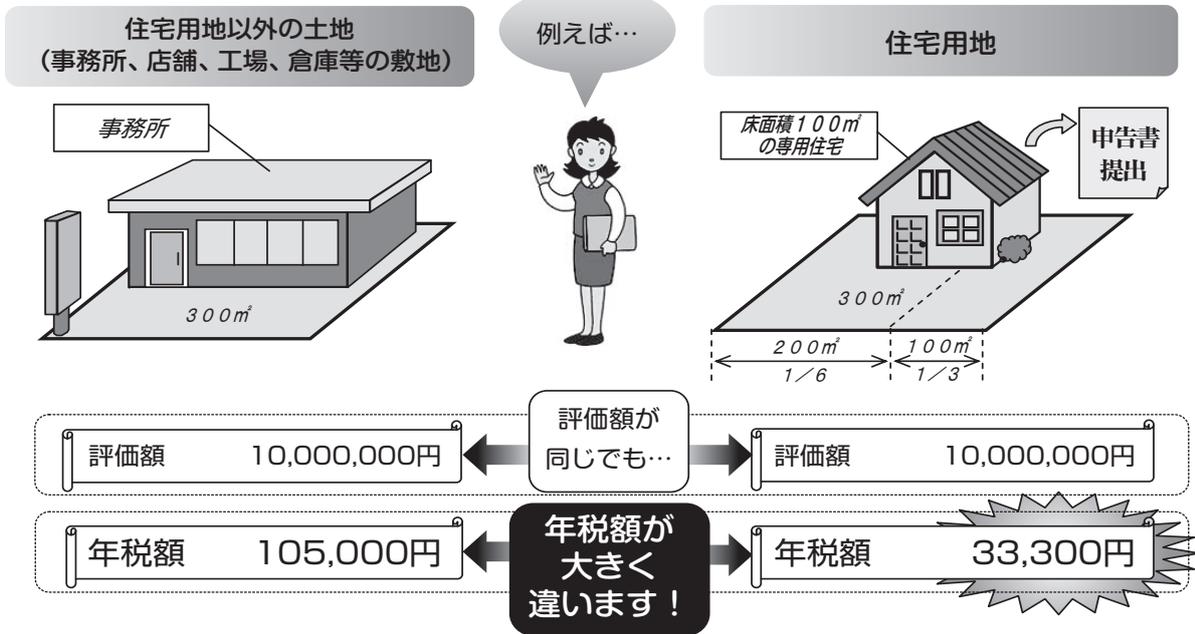
住民基本台帳カードの即日発行など一部の業務を除き、戸籍や住民票の手続きは、本庁・支所いずれの窓口でもできます。お近くの窓口をご利用ください。

には、本人がお出かけのうえ、「顔写真付の本人確認資料」が必要で、代理の方が申請される場合や、「顔写真付の本人確認資料」がない場合には、後日の登録となります。

住宅用地の固定資産税が安くなる特例制度があります

住宅用建物の敷地（「住宅用地」）は、それ以外の建物（事務所、店舗、工場、倉庫など）の敷地に比べて固定資産税が安くなる特例制度が適用されています。

★ 200㎡以下の部分は6分の1の額、200㎡を超える部分は3分の1の額となります。（床面積の10倍まで）



この税額は一例です。実際の税額は土地の評価額と評価額の過去からの変動具合によって異なります。賦課期日（毎年1月1日）現在、住宅が存在しない場合は、住宅の建築工事中的土地や分譲住宅地等の建設予定地であっても住宅用地にはなりません。なお、建替中の場合で一定の要件を満たすものは住宅用地になります。

こんなときはお知らせください！

- (1) 住宅を新築・増築した場合または住宅を全部又は一部取り壊した場合
- (2) 住宅を建て替える場合
- (3) 家屋の全部又は一部の用途を変更した場合（住宅から店舗に、店舗から住宅に変更した場合など）
- (4) 土地の用途（利用状況）を変更した場合（住宅の庭を駐車場として利用するようになった場合など）
- (5) 住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合
- (6) 4月に届く固定資産税課税明細書の「課税地目」に、住宅用地であるにもかかわらず「宅地（住宅用地）」の表示がない場合。

特例制度の適用を受けるための『住宅用地に関する申告書』の提出手続きをご案内します。

詳しい内容やご質問は、お気軽に下記までおたずねください。

おたずね



ホームページはこちらから検索
住宅用地 出雲市 検索

【固定資産税 担当課】

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ○本庁 資産税課 ☎ 21-6667 | ○佐田支所市民福祉課 ☎ 84-0118 |
| ○平田支所市民生活課 ☎ 63-5540 | ○多伎支所市民福祉課 ☎ 86-3116 |
| ○大社支所市民福祉課 ☎ 53-3115 | ○湖陵支所市民福祉課 ☎ 43-1214 |

個人情報保護のため現在の課税内容の電話での問い合わせにはお答えできません。毎年4月にお届けしている固定資産税課税明細書をご覧いただくか、運転免許証など本人確認書類をお持ちのうえ直接市役所窓口でおたずねください。